

長与町町制施行50周年記念町民自主企画事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長与町補助金等交付規則（昭和42年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、長与町町制施行50周年記念町民自主企画事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 この要綱は、本町の町制施行50周年を記念して、町に関係する各種団体等（以下「団体等」という。）が自主的に企画し、及び実施する事業を補助することを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体等（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体等とする。

- (1) 所在地又は主たる活動場所が町内に存し、かつ、構成員の半数以上を町民が占める団体
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する法人

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が自主的に企画し実施する事業で、次の各号に掲げる全てに該当する事業とする。

- (1) 町制施行50周年を記念し、郷土愛を育む目的で実施する事業。ただし、従前から実施している事業については、町制施行50周年を記念するために拡充した部分に限る。
- (2) 平成31年1月1日から平成31年12月31日までの間に実施する事業
- (3) 町内で実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 法令、公序良俗などに反する事業
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれのある事業
- (4) 規則第4条の2各号に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者の統制下にある事業
- (5) 記念事業の品位を害し、又は正しい理解を妨げるおそれのある事業
- (6) 町が実施する他の制度による補助を受けている事業
- (7) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体の補助事業又は委託事業
- (8) その他町長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第8条に

規定する、交付の決定後に発生する補助対象事業に係る経費で、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 補助対象団体の運営に係る経常的活動に要する経費
- (2) 補助対象団体の構成員に支払われる報酬及び謝金
- (3) 領収書等により補助対象団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- (4) 補助対象事業に直接関係のない経費その他町長が社会通念上適切でないとする経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、一つの補助対象事業につき5万円を上限とする。ただし、補助は、予算の範囲内において行われるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等は、長与町町制施行50周年記念町民自主企画事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期限までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 事業収支予算書（様式第1号の3）
- (3) 団体等構成員名簿（様式第1号の4）
- (4) 団体等の概要及び活動内容が分かる書類
- (5) 暴力団排除に係る誓約書（様式第1号の5）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1団体等につき1回限りとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、長与町町制施行50周年記念町民自主企画事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした団体等（第16条において「申請団体」という。）に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第9条 前条の規定により補助金を交付する旨の通知を受けた団体等（以下「補助決定団体」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、長与町町制施行50周年記念町民自主企画事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に、変更しようとする内容が確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、次に掲げ

る軽微な変更を除く。

(1) 事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助決定団体の自由な創意により、より効果的な交付目的の達成に資するものと考えられるもの

(2) 事業の目的及び効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、変更の可否を決定し、長与町町制施行50周年記念町民自主企画事業補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、補助決定団体に通知するものとする。

（事業の中止等）

第10条 補助決定団体は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、長与町町制施行50周年記念町民自主企画事業中止（廃止）届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消し、長与町町制施行50周年記念町民自主企画事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号。第14条第2項において「取消通知書」という。）により、補助決定団体に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助決定団体は、補助対象事業が完了したときは、長与町町制施行50周年記念町民自主企画事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書（様式第7号の2）

(2) 事業収支決算書（様式第7号の3）

(3) 事業実施に係る記録写真、資料等

(4) 当該補助対象経費に係る領収書その他の支出を証する書類又はその写し

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告は、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して30日以内の日又は平成32年1月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合において、内容を審査の上適当と認めるときは、補助金の額を確定し、長与町町制施行50周年記念町民自主企画事業補助金確定通知書（様式第8号）により、補助決定団体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、長与町町制施行50周年記念町民自主企画事業補助金交付請求書（様式第9号。次項において「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

3 町長は、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。この場合にお

いて、補助金の請求に係る手続は、前2項の規定を準用するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 町長は、補助決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則第4条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 第11条第1項に定める実績報告において、事実と異なる報告をしたとき。
- (5) その他町長が適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定による取消しを行った場合は、取消通知書により補助決定団体に通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助対象事業について補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 町長は、補助決定団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

3 町長は、第10条第1項の規定により、補助決定団体が補助対象事業を中止し、又は廃止した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全額の返還を命じるものとする。

(公表)

第16条 町長は、申請団体及び補助決定団体から提出された補助金の交付に関する書類を公表できるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった交付に関する規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

費目	内容
報償費	イベント等の講師、専門家、出演者等への報償、謝礼等
旅費・交通費	イベント等の講師、出演者等が補助事業に出席するために要した交通費、宿泊費等の実費相当額
消耗品費	補助対象事業に必要な消耗品の購入に要した費用、イベント等において授与する賞品購入費等
印刷製本費	補助対象事業に必要なチラシ、ポスター等の印刷に要した費用、コピー代等
燃料費	補助対象事業の実施に必要とする燃料費
広告料	新聞折り込み費用、雑誌掲載料等
通信運搬費	補助対象事業に係る通知、通信費、資材等の送付に要する費用等
保険料	補助対象事業の実施に必要とするイベント保険料等（火災、地震等の家屋に係るものは除く。）
委託料	機材の運搬、操作、会場整備等、外部の事業者へ委託した費用等
使用料及び賃借料	補助対象事業において利用する施設の使用料、車両や機械器具の借上料等
その他の経費	その他補助対象事業に必要な経費で、町長が必要かつ適切であると認める経費